

一人一人が備えてこ！
防災力UP！鳥羽
 vol.21
 総務課防災危機管理室 ☎(25) 1118

災害時のたすけあい制度をご存知ですか？
 ～大規模災害時物資無償支援者登録制度への登録状況について公表します～

◆大規模災害時物資無償支援者登録制度（たすけあい制度）とは？

大規模災害時に食料などの物資を無償で提供してくれる個人・事業所を募集し、その品名や数量を事前に登録します。その後、登録者や登録内容について町内会・自治会などへ情報提供するほか、市ホームページなどで公表し、地域に知っていただくと、発災後に物資を活用できる体制を構築する制度です。

◆この制度ができた背景

大規模災害時、地域が孤立することが予想されることから、発災後しばらくの間は、地域で協力しながら、あるものだけでしのいでいかなければなりません。そこで、鳥羽市では地域でのたすけあいの精神が根付いているところや、農水

登録事業所一覧
 (平成 27 年 2 月 20 日現在)

事業所名	支援内容
海の駅黒潮相差店	つくだ煮、レトルト食品
海の駅黒潮パールロード店	菓子、つくだ煮
有限会社扇芳閣	米、冷凍食品、ビン入飲料水、布団
株式会社戸田家	米、水、その他食材
株式会社鳥羽国際ホテル	米、パン・菓子類、缶詰、ペットボトル飲料
鳥羽マルシェ有限責任事業組合	米、その他食品
林薬局	医薬品
本家かまどや鳥羽店	米、カップ麺、ペットボトルお茶
松村水産	米、ウーロン茶、冷凍食品
リゾートヒルズ豊浜 蒼空の風	米、冷凍食品、水、ペットボトル飲料

五十音順

◆現在の登録状況は？
 現在、次の事業所のかたが登録されています。

この制度における無償で提供できる物資は、災害時に提供できないという確約がないものでも構いません。物資が提供できる可能性があれば応募できます。くわしくは、総務課防災危機管理室まで問い合わせてください。みなさんのご厚意をお待ちしています。



消費者トラブルにご用心! vol.15

消費生活相談
 開設日時：月・水・金 午前9時～午後4時
 場所：市民文化会館3階
 農水商工課商工労政係 ☎(25) 1230
 鳥羽市消費生活相談室 ☎(25) 1241

ご注意！テレビ・ラジオショッピングなどの通信販売

テレビやラジオ、カタログ、インターネットなどの通信販売で商品を購入することは、現物をその場で確かめられないため、さまざまなトラブルにつながる可能性があります。

相談事例

・ラジオショッピングで掃除機を購入したが、使い勝手が悪いので、返品を申し出た。しかし「使用後は返品できない」と言われ、できなかった。
 ・テレビショッピングでバッグを購入したが、届いた商品はイメージと違っていたので返品を申し出た。しかし開封済であることを理由に返してくれない。

アドバイス

通信販売にはクーリング・オフはありません。返品に関する条件は販売会社によって

異なります。「使用後の返品不可」「開封後の返品不可」などの広告表示があれば、使用したり開封したりすると、返品できなくなるので注意が必要です。テレビやラジオなどでは放送時間が短く、説明文字も小さい場合があります。返品などにかかる重要な事項が分かりにくいことがあります。宣伝の印象だけで注文するのではなく、商品の詳細や返品・交換などのルールがどのようになっているのかを注文時に改めて確認することも大切です。

ワンポイント

通信販売による契約では販売業者に返品のためについて表示・記載がない場合、商品が届いてから8日以内は、消費者が送料負担することで返品できます。また注文した商品と異なるものや、最初から壊れた商品が届いた場合でも、特約などの記載があれば返品・交換に応じてもらえることもあります。

◎消費生活でお困りのかたは、消費生活相談室に相談してください！